

「千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の改正（案）」に関する パブリックコメント手続きの実施について

千葉市では、「千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」を昭和46年に制定し、駐車場不足や路上駐車の増加による道路交通障害を解消するために、一定規模以上の建築物に対して、駐車場の附置を義務付けていますが、最終改正から約50年が経過し、この間標準駐車場条例等が改正されるなど、駐車場をめぐる状況は大幅に変化しています。

そこで、近年の社会情勢の変化や現況調査の結果に基づき条例の適正化を図ることとし、改正案を作成しました。

つきましては、この改正案に関するパブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

1 改正概要

- (1) 対象区域の見直し
- (2) 附置義務台数の見直し
- (3) 駐車施設の規模の見直し ～駐車マスの縮小～
- (4) 特例措置の見直し ～地域を限定した隔地駐車場までの距離の緩和～
- (5) 特例措置の追加 ～公共交通等利用施策による緩和制度の追加～
- (6) 荷捌き駐車施設の附置を義務化
- (7) 自動二輪車の駐車施設の附置を義務化

2 案の公表

- (1) 公表期間
令和4年3月1日（火）～4月8日（金）
- (2) 公表方法
 - ア 市ホームページ掲載
【URL】<https://www.city.chiba.jp/go/pbc>
 - イ 市内施設での閲覧及び配布
都市計画課（中央コミュニティセンター3階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所地域振興課、市図書館

3 意見の募集

- (1) 募集期間
令和4年3月1日（火）～4月8日（金）
- (2) 提出方法
 - ア 郵送 4月8日（金）※当日消印有効
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 都市計画課
 - イ FAX 043-245-5627
 - ウ 電子メール keikaku.URU@city.chiba.lg.jp
 - エ 持参 都市計画課（中央コミュニティセンター3階）または各区役所地域振興課
- (3) 市民等への周知
 - ア 市政だより 3月号掲載
 - イ 市ホームページ 3月1日（火）公表

4 意見の公表

意見の概要とその意見に対する市の考え方は、令和4年5月中に市ホームページで公表予定
※住所、氏名等の個人情報は公表しません

5 今後の予定

パブリックコメント手続の結果を反映し、令和4年度中に策定予定。

6 添付資料

- (1) 千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の見直しについて（概要）
- (2) 現行条例概要【参考資料】